

(別紙2)

令和4年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和 4年 12月 5日
法人名	社会福祉法人米子福祉会

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
改選に伴う監事の選任において、「理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行を監査する立場であることを鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない。」とされているが、議事録では現監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事に対し、同意書の徴求もなかった。今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。	改選に伴う監事選任があるときは、監事の過半数の同意を得たことを議事録に記載します。	改選に伴う監事選任があるとき。
理事会の招集において、「理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前(中7日間)又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、各理事及び各監事に対しその通知を发出しなければならない。」とされているが、貴法人では、理事会の開催される1週間前までに通知が发出されていない事例があった。ついては、法令の規定に従い適切に招集通知を发出すること。	理事会を開催するときは、その1週間前までに招集通知を发出します。	理事会を開催するとき。

- 注) 1「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。
2「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
3「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
4是正又は改善関係書類を添付すること。